

東京都動物愛護管理審議会運営要領

制定 平成 18 年 3 月 31 日 17 福保健衛第 1115 号
改正 平成 18 年 6 月 15 日 18 福保健健第 528 号
改正 平成 20 年 4 月 1 日 19 福保健健第 1679 号
改正 平成 24 年 4 月 1 日 23 福保健衛第 1560 号

(目的)

第1 この要領は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年東京都規則第105号。以下「規則」という。）第16条第5項の規定に基づき、東京都動物愛護管理審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(小委員会)

第2 会長（規則第15条第4項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。）は、規則第14条に規定する調査審議事項について必要があると認めるときは審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。会長が必要と認める場合には委員以外の者を指名することができる。
- 3 小委員会に委員長を置く。
- 4 小委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。

(会議)

第3 審議会は公開で行うものとする。ただし、審議会において特に必要があると認められるときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4 会長は、必要があると認めるときは会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者（以下「傍聴人」という。）に交付する傍聴券の数を定めることができる。

- 2 傍聴券は、会議の当日受付で、傍聴人に先着順に1人1枚を交付する。
- 3 傍聴人が会議室に入室するときは、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。
- 4 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示を行い又は事務局職員に指示させることができる。
- 5 会長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

(議事録等)

第5 審議会においては、会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 審議会の議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。）第7条各号に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項の規定は、審議会の会議に係る審議資料について準用する。

(庶務)

第6 審議会等の庶務は福祉保健局健康安全部環境保健衛生課において行う。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。